

企業  
その他  
リスク

# 取引先の倒産・支払遅延への備え、

目まぐるしく変わる社会情勢。  
お取引先の「倒産」「不渡り」…  
不安を数えたらキリがない。

## できていますか？



## 取引信用保険シンプルプラン とりしんぷる

**全お取引先<sup>\*1</sup>**  
の貸倒リスクを補償  
(国内のみ)

- お取引先の**個別審査なし!**
- 新規お取引先も取引開始時に自動的に保険の対象に追加し**包括的に補償!**

**原則**  
**業種と売上高**  
のみで保険料算出<sup>\*2</sup>

- お取引先の**明細不要!**
- スピーディー**に保険料を算出!

**加入しやすい**  
**保険料**

- 最低保険料**5万円!**
- 1取引先あたりの支払限度額は**充実した5プラン**を用意!<sup>\*3</sup>

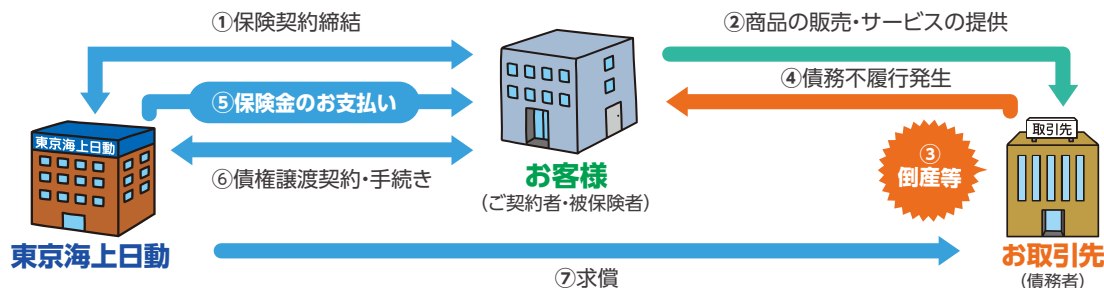
\*1 対象外となるお取引先は、「海外に籍を置く企業」、「個人」、「政府機関」、「グループ企業」、「被保険者の役員等またはその3親等以内の親族が経営を担う被保険者以外の事業者」、「直近3年以内に貸倒損失が発生した企業」、「申込日時点で入金遅延が発生している企業」等です。

\*2 直近3年以内に貸倒損失が発生した企業、申込日時点で入金遅延が発生している企業を告知いただき、保険料を計算します(ご加入いただけない場合もあります。)

\*3 1企業最高支払限度額は100万円~500万円まで百万円単位で選択可能です。詳細は裏面「保険料の目安」をご確認ください。

# 「とりしんぷる」とは

お取引先が商品の販売やサービスの提供にかかわる代金支払債務を履行しないことで、お客様(被保険者)が損害を被った場合に、その損害を保険金としてお支払いする保険です。保険金支払後にお取引先に対して東京海上日動(以下「弊社」といいます。)から求償いたします。



## 保険の対象となる代金債権

- 保険の対象となる代金債権は、被保険者が債務者に保険期間中に引き渡した商品等にかかる代金債権となります。工事の請負契約の場合は、保険期間中に、債務者による「出来高の認定」または「検収の完了」が行われた業務にかかる代金債権となります。
- 決済期間(債権発生日から弁済期日までの期間)が12か月以内の債権が対象となります。
- 倒産等とは、破産・民事再生・会社更生手続きの開始や取引金融機関の取引停止処分を受けたとき等が該当します。

## 加入条件

保険対象の被保険者業種	製造業・卸売業・建設業・運送業
保険対象債権	売買契約・請負契約に基づく代金債権 保険期間中に発生した債権および決済期間が12か月以内の債権
保険金支払の対象外となる商品	「不動産」、「現金、小切手、手形または有価証券」、 「貴金属、宝石、宝玉および貴金属、宝石、宝玉で装飾した品」、「呉服」
免責金額(自己負担額)	1債務者あたり3万円 ※上記以外は、支払限度額まで損害額を100%補償します。
注意点	保険金の請求にあたっては、請求書等(*1*2)の提出が必要となります。 (*1) 商品の名称、単価、数量、合計金額、引渡し日(工事の請負契約の場合は、債務者による「出来高の認定日」または「検収の完了日」をいいます。)および代金債務の弁済期日が確認できる書類 (*2) 工事の請負契約の場合は、債務者による「出来高の認定」または「検収の完了」のうちいずれか早い日から1か月以内に発行された請求書等にかかる代金債権が保険の対象となります。

## 保険料の目安(売上高1億円のお客様の場合)

1企業最高支払限度額 (各ご契約の支払限度額*)	100万円 (300万円)	200万円 (600万円)	300万円 (900万円)	400万円 (1,200万円)	500万円 (1,500万円)
製造業	109,420円	134,670円	151,510円	159,930円	168,340円
卸売業	111,350円	137,040円	154,170円	162,740円	171,300円
建設業	90,400円	111,260円	125,170円	132,120円	139,080円
運送業	95,930円	118,060円	132,820円	140,200円	147,580円

\* 各ご契約の支払限度額は、1企業最高支払限度額の3倍となります。

## 倒産等および債務不履行が発生した場合

- お取引先が倒産・債務不履行となった場合または一定期間(1か月)を超えても債務が履行されない場合、保険事故となります。事故判断には損害の額を証明する書類(請求書等)や主契約を確認できる書類(売買契約書等)のご提出が必要です。また、保険事故となった場合にはそのお取引先との主契約解除、商品引渡し停止の措置を講じていただく必要があります。
- 保険金お支払後、お客様に債権譲渡契約・手続きを行っていただき、弊社は保険事故となったお取引先へ求償します(保険金のお支払前に、弊社からお取引先に対して、支払を請求したり、お客様が保険加入されている事実を伝えることはありません。)

このチラシは「包括契約に関する特約条項(シンプルプラン用)」がセットされた取引信用保険の概要をご紹介したものであり、「取引信用保険シンプルプランとりしんぷる」はヘッドネームです。保険の内容は「取引信用保険シンプルプランとりしんぷるのご案内」(企画書)をご確認ください。詳細は保険約款によりませんが、ご不明の点がございましたら代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「普通保険約款」、「包括契約に関する特約条項(シンプルプラン用)」および「重要事項説明書」をよくお読みください。

取扱代理店

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課支社〉